

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）
第9条に基づく鳥獣の捕獲許可について（民間駆除業者）

他者からの依頼により、被害防止のための鳥獣捕獲等を行う民間駆除業者に属する方は、以下の全ての条件を満たす場合において、許可期間を最長1年間（ただし年度をまたがないこと）とし、許可申請時において捕獲場所の範囲を「神戸市一円」「神戸市〇区一円」等で申請することが可能です。

個別の有害鳥獣捕獲依頼書（様式第1号）、捕獲場所等の位置図、被害状況写真等については、許可期間終了後、市の定める様式による出勤者名簿・集計表（様式第8号別紙）とともに、有害鳥獣捕獲活動報告書（様式第8号）に添付してください。

（条件）

1. 対象となる獣類はアライグマ、ヌートリア、ハクビシン、鳥類はカラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ（いずれも雛・卵を含む）とする。
2. 捕獲予定数の上限は、班員1人につき、鳥獣の種類毎、鳥類の場合は成鳥、雛、卵の別毎に100（頭・羽・個）とする。
3. 申請時より遡って2年間のうちに、神戸市内において「1.」に掲げる鳥獣に係る鳥獣保護管理法第9条の許可に基づく捕獲活動実績がある者（班員としての活動実績があれば、個人の捕獲数は問わない。）又は捕獲活動実績がある者の監督下で捕獲活動を行う者であって、かつ違反行為がないこと。
4. 銃器を使用しないこと。また、捕獲わなを使用する場合は、わな猟免許（申請時に有効なものに限り、また申請する許可期間中に更新を迎える場合は必ず更新を行うこと。）を所持していること又はわな猟免許を所持している者の監督下で捕獲活動を行うこと。
5. 捕獲行為の実施は、威嚇行為や糞害、建物・家財の損壊等、人身被害、生活環境被害、財産被害の発生又はそのおそれがある場合に限り、かつ被害等を受けた者からの依頼があった場合に限ること。

※許可期間中に許可された捕獲等数量を超える数の捕獲等を行おうとする場合は、一度許可証を返納し、有害鳥獣捕獲活動報告書（様式第8号）を提出した後、新たに捕獲許可申請を行うものとします。

※神戸市西区内のみで捕獲活動を行う場合は神戸市西農業振興センター、神戸市北区内のみで捕獲活動を行う場合は神戸市北農業振興センター、その他の場合（西区・北区を含む複数の区をまたいで捕獲活動を行う場合を含む）は神戸市農政計画課に申請書をご提出ください。

施行時期：令和7年4月1日より捕獲を開始する捕獲許可について適用

※捕獲許可申請書の受付は捕獲開始日の2か月前から行います。